

| 管理番号 (事務局記入欄) | ①提案主体の氏名 又は団体名 (必須) | ③提案名 (必須) | ④事業の実施場所 (任意) | ⑤具体的な事業の実施内容 (必須) | ⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須) | 備考 |
|------------------|---------------------------|--------------------------|------------------|--|---|--|--|---|----|
| 29 | 大分県臼杵市 | 市町村主体の森林整備計画の策定 | 大分県臼杵市 | 地域によっては国有林ならびに国・県の分収契約森林など大規模な面積を持つ森林と私有林の小規模な面積をもつ森林が混在しているため、「地域森林計画」の指針では効率的・効果的な整備を行えない区域があり、市の実情にあった計画を策定することが妨げられています。 市町村が重点区域を設定し、その区域内の森林の整備計画を主体的に設定するものです。 | 市町村主体の森林整備計画を策定することにより、国有林や私有林等が混在する山林が一体的に整備することができます。地形によっては皆採を防ぐことにより、地域の人々の安心・安全を守ることができるなど地域の実情に即した森林整備が推進されます。また、水資源・水産資源の涵養機能の維持推進に努めるとともに木質資源の有効活用による循環型社会を目指すことができます。 | 全国森林計画 地域別の森林計画 | ・森林法 第4条～第10条の5 | 市町村が重点区域を設定し、その区域内の国有林、分収林、私有林等を面的に整備計画を策定できるよう提案します。 | |
| 30 | 大分県臼杵市 | 森林取得と整備に関する公庫等による金融支援の拡充 | 大分県臼杵市 | 自治体や林業者が長伐期施業転換目的の立木を取得し整備を行う際に公庫等による金融支援がありますが、樹齢制限などの理由により活用できないものもあります。このうち樹齢制限について撤廃もしくは拡大緩和を行い、林業・木材産業の健全な発展を実現するものです。 | 収益性の悪化や高齢化などの理由により、間伐など森林の手入れが十分にされないため、森林の多面的機能が低下し、地域の人々の暮らしの安心・安全が守れない恐れがあります。株式会社日本政策金融公庫からの貸付金が融通されることにより、山林の適切な管理を行うことが可能となり、人工林の価値が高まるだけでなく、間伐林の有効活用(ペレット化等)により、森林全体の生産性が高まります。また、下流域への土砂流出・崩壊の防備や水源のかん養等安全で快適な生活がおくれます。 | 株式会社日本政策金融公庫貸付金による貸付金制度における樹齢制限 | ・日本政策金融公庫法第12条 | 株式会社日本政策金融公庫貸付金における樹齢制限の撤廃もしくは拡大緩和を提案します。 | |
| | | | | | | | ・昭和63年4月8日付け、森林取得資金融通取扱要綱(最終改正：平成25年5月16日 24林政企第107号) http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000219.html | | |